

広域振興局長

提出者 株式会社エフビー

住所 〒028-1302 岩手県下閉伊郡山田町豊間根2-31-1

氏名 代表取締役 田鎖健一

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

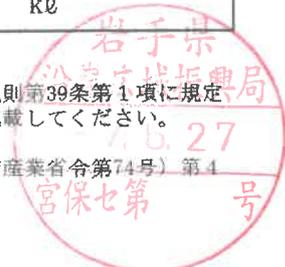
主たる工場又は事業場の名称	株式会社エフビー	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県下閉伊郡山田町豊間根2-31-1	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	2,528 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
本社工場	〒028-1302 岩手県下閉伊郡山田町豊間根2-31-1	2,338 kℓ
岩泉工場	〒027-0421 岩手県下閉伊郡岩泉町小本字南中野286-2	190 kℓ
		kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(2024)年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量				
	数量	単位	熱量(GJ)	数量	単位	熱量(GJ)		
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
揮発油(ガソリン)		kL			kL			
ナフサ		kL			kL			
ジェット燃料		kL			kL			
灯油		kL			kL			
軽油		kL			kL			
A重油		kL			kL			
B・C重油		kL			kL			
石油アスファルト		t			t			
石油コークス		t			t			
化石燃料	石油ガス							
	液化石油ガス(LPG)	87.40	t	4,379	t	4,379	262	
	石油系炭化水素ガス		千m ³		千m ³			
	液化天然ガス(LNG)		t		t			
	可燃性天然ガス		千m ³		千m ³			
	その他可燃性天然ガス		千m ³		千m ³			
	石炭	輸入原料炭		t		t		
		原料炭		コークス用原料炭		t		
				吹込用原料炭		t		
		一般炭		輸入一般炭		t		
			国産一般炭		t			
輸入無煙炭		t		t				
石炭コークス		t		t				
コールタール		t		t				
コークス炉ガス		千m ³		千m ³				
高炉ガス		千m ³		千m ³				
発電用高炉ガス		千m ³		千m ³				
転炉ガス		千m ³		千m ³				
その他の燃料		都市ガス		千m ³	千m ³			
非化石燃料	黒炭		t		t			
	木材		t		t			
	木質廃材		t		t			
	バイオエタノール		kL		kL			
	バイオディーゼル		kL		kL			
	バイオガス		千m ³		千m ³			
	その他バイオマス		t		t			
	RDF		t		GJ/t			
	RPF		t		GJ/t			
	廃タイヤ		t		GJ/t			
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t		GJ/t			
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t		GJ/t			
	廃油		kL		GJ/kL			
	廃棄物ガス		千m ³		千m ³			
混合廃材		t		t				
水素		t		t				
アンモニア		t		t				
その他燃料								
小計①						4,379	262	
熱	産業用蒸気		GJ		GJ			
	産業用以外の蒸気		GJ		GJ			
	温水		GJ		GJ			
	冷水		GJ		GJ			
	地熱		GJ		GJ			
	温泉熱		GJ		GJ			
	太陽熱		GJ		GJ			
	雨水熱		GJ		GJ			
小計②								
電気	電気事業者①	10,233.00	千kWh	88,344	千kWh	88,344	4,110	
	電気事業者②(自消費用)		千kWh		千kWh			
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh		千kWh			
	自家発電	1,439.00	千kWh	5,262	千kWh	5,262		
	太陽光		千kWh		千kWh			
	水力		千kWh		千kWh			
	風力		千kWh		千kWh			
その他		千kWh		千kWh				
小計③						98,598	4,110	
合計④=①+②+③						97,978	4,372	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0259

原油換算エネルギー使用量	2,526	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 4,372 t-CO ₂
メタンの排出量	上記以外の二酸化炭素 t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量	t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量	t-CO ₂
合計	4,372 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

二酸化炭素排出量を2028年までに、基準年度となる2024年度排出量「4372t-CO₂」から3%削減の「4241t-CO₂」以下にする。

【具体的な取組】

○省エネルギー

- ・空調設備にかかるエネルギー量を抑えるため、旧型のGHPを新型の効率の良いEHP及びEHPへ入替を実施する。
- ・旧型でエネルギー消費効率の悪い生産設備をエネルギー消費効率の良い新型へ更新を実施する。
- ・既存EHPについて、デマンド時に一部出力制御を行い消費電力の削減を行う。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

- ・太陽光発電システムを活用し昼間電力の購電量を削減する。

○自動車利用抑制

- ・エコドライブを推進し、社員へ啓蒙活動を行う。

○輸送の合理化

- ・1回の輸送量を効率的に増やし、輸送回数の削減を検討している。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ・空調及び設備については更新計画をたてて進める。
- ・エコドライブは総務課より全社へ周知を行う。

(3) 計画の達成度の把握方法

- ・設備導入前後の電気、ガス使用量などのエネルギー使用量で効果を確認する。
- ・電気、ガスの使用量は環境マニュアル及びTOP診断実施規定に基づき社内にて報告し、その結果に基づき改善を進める。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・エネルギー使用の平準化を推進すると共に、全社員が節電行動を実施できるよう啓蒙活動を実施する。

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (年度)

自動車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	()	ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
軽油	()	ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
LPG	()	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気		kWh	0.402 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	0 (0)			kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

【具体的な取組】

エコドライブ

輸送の合理化

電動車

自動車利用抑制

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項